

平成25年度北海道一般会計予算

平成25年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,687,509,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		496,053,540
	1 道 民 税	178,036,327
	2 事 業 税	69,635,123
	3 地 方 消 費 税	78,928,888
	4 不 動 産 取 得 税	13,908,433
	5 道 た ば こ 税	8,751,205
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,741,226
	7 自 動 車 取 得 税	8,909,702
	8 軽 油 引 取 税	56,409,412
	9 自 動 車 税	77,795,540
	10 鉦 区 税	37,421
	11 道 固 定 資 産 税	938,188

款	項	金額
	12 狩 獵 稅	112,085
	13 核 燃 料 稅	224,990
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	625,000
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		106,179,532
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	106,179,532
3 地 方 讓 與 稅		86,120,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 與 稅	71,135,000
	2 地 方 揮 發 油 讓 與 稅	13,714,000
	3 石 油 ガ ス 讓 與 稅	1,083,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 與 稅	188,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,520,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,520,000
5 地 方 交 付 稅		683,000,000
	1 地 方 交 付 稅	683,000,000

款	項	金 額
6 交通安全対策特別交付金		1,565,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,565,000
7 分担金及び負担金		13,791,430
	1 分 担 金	1,706,261
	2 負 担 金	12,085,169
8 使用料及び手数料		14,576,892
	1 使 用 料	4,828,950
	2 手 数 料	399,862
	3 証 紙 収 入	9,348,080
9 国庫支出金		325,565,468
	1 国庫負担金	118,201,442
	2 国庫補助金	200,223,305
	3 委 託 金	7,140,721
10 財 産 収 入		7,840,470

款	項	金額
	1 財産運用収入	4,282,930
	2 財産売却収入	3,557,540
11 寄附金		66,181
	1 寄附金	66,181
12 繰入金		61,651,512
	1 特別会計繰入金	3,586,621
	2 基金繰入金	58,064,891
13 諸収入		283,421,049
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,572,665
	2 預金利息	73,739
	3 貸付金収入	267,523,777
	4 受託事業収入	848,189
	5 収益事業収入	8,463,605
	6 雑収入	4,939,074

款	項	金 額
14 道 債		606,158,200
	1 道 債	606,158,200
歲 入 合 計		2,687,509,274

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,403,197
	1 議 会 費	3,403,197
2 総 務 費		227,523,032
	1 総 務 管 理 費	88,593,442
	2 徴 税 費	84,296,196
	3 学 事 宗 務 費	47,974,460
	4 防 災 費	801,978
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	676,825
	6 危 機 管 理 費	6,932
	7 領 土 復 帰 対 策 費	659,449
	8 会 計 管 理 費	808,517
	9 選 挙 費	2,943,700
10 人 事 委 員 会 費	266,130	

款	項	金額
	11 監 査 委 員 費	495,403
3 総 合 政 策 費		51,128,243
	1 総 合 政 策 管 理 費	3,420,144
	2 国 際 交 流 費	299,646
	3 政 策 費	2,259,731
	4 科 学 I T 振 興 費	16,982,611
	5 新 幹 線 ・ 交 通 企 画 費	19,493,271
	6 地 域 づ くり 支 援 費	4,351,436
	7 地 域 行 政 費	4,314,821
	8 地 域 主 権 費	6,583
4 環 境 生 活 費		8,628,410
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,156,586
	2 アイヌ政策推進費	829,590
	3 環 境 推 進 費	604,466

款	項	金額
	4 循環型社会推進費	1,433,318
	5 自然環境費	185,277
	6 地球温暖化対策推進費	6,399
	7 エゾシカ対策推進費	37,571
	8 道民生活費	427,270
	9 消費者安全費	422,197
	10 文化・スポーツ費	2,525,736
5 保健福祉費		386,362,372
	1 保健福祉管理費	24,296,793
	2 医療業務費	13,265,339
	3 地域医師確保推進費	1,109,059
	4 地域保健費	12,286,167
	5 国保医療費	136,502,885
	6 食品衛生費	934,746

款	項	金額
	7 福祉援護費	36,998,618
	8 施設運営指導費	5,459,539
	9 高齢者保健福祉費	65,020,845
	10 障がい者保健福祉費	49,144,572
	11 子ども未来推進費	41,329,482
	12 災害救助費	14,327
6 経 済 費		222,170,806
	1 経 済 管 理 費	4,092,140
	2 食 関 連 産 業 費	206,252
	3 観 光 費	607,354
	4 中 小 企 業 費	182,321,455
	5 国 際 経 済 費	87,932
	6 産 業 振 興 費	19,145,221
	7 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	3,379,623

款	項	金額
	8 雇 用 勞 政 費	8,689,114
	9 人 材 育 成 費	3,195,154
	10 勞 働 委 員 会 費	446,561
7 農 政 費		96,893,730
	1 農 政 管 理 費	9,093,495
	2 食 品 政 策 費	1,407,405
	3 農 産 振 興 費	253,640
	4 畜 産 振 興 費	2,323,199
	5 技 術 普 及 費	259,536
	6 農 業 経 営 費	4,245,706
	7 農 業 支 援 費	9,250,060
	8 農 地 調 整 費	1,548,249
	9 農 村 設 計 費	13,876,313
	10 農 業 農 村 整 備 事 業 費	43,013,731

款	項	金 額
	11 農業施設管理費	11,527,721
	12 農村計画費	94,675
8 水産林務費		68,363,972
	1 水産林務管理費	7,137,048
	2 水産経営費	1,757,585
	3 水産振興費	224,440
	4 漁港漁村費	22,111,039
	5 漁業管理費	2,063,184
	6 林業木材費	15,130,065
	7 森林計画費	2,134,291
	8 森林整備費	6,629,952
	9 治山費	9,110,250
	10 森林活用費	298,040
	11 道有林費	1,768,078

款	項	金額
9 建設費		246,823,240
	1 建設管理費	65,609,706
	2 空港港湾費	6,205,788
	3 道路橋りょう費	107,118,452
	4 河川費	41,012,490
	5 砂防海岸費	16,085,096
	6 まちづくり推進費	102,214
	7 都市環境費	8,527,375
	8 公園下水道費	1,633,756
	9 建築指導費	461,003
	10 住宅費	41,467
	11 営繕費	25,893
10 警察費		124,343,851
	1 警察管理費	117,913,221

款	項	金額
	2 警察活動費	2,816,306
	3 交通安全施設費	3,614,324
11 教育費		459,568,900
	1 教育総務費	22,104,560
	2 小学校費	177,053,238
	3 中学校費	110,714,969
	4 高等学校費	98,975,496
	5 特別支援学校費	46,808,270
	6 学校教育費	1,153,035
	7 社会教育費	1,861,281
	8 保健体育費	898,051
12 災害復旧費		1,627,488
	1 農地開発施設災害復旧費	64,875
	2 水産林業施設災害復旧費	714,711

款	項	金額
	3 土木施設災害復旧費	847,902
13 公債費		709,533,848
	1 公債費	709,533,848
14 諸支出金		80,938,185
	1 繰出金	4,207,640
	2 諸費	76,730,545
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	2,687,509,274

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度建設に係る札幌医科大学の工事請負に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	612, 651
平成25年度建設に係る原子力災害緊急事態応急対策拠点施設の工事請負に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	1, 905, 938
平成25年度北海道立総合研究機構が行う試験調査船建造事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	717, 000
勤労者に対する保証融資に伴う損失補償に関する債務負担行為 (第 9 次分)	平成25年度から平成27年度まで	5, 900
平成25年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成25年度から平成37年度まで	460, 000
平成25年度地域活性化ワイド資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成25年度から平成40年度まで	45, 400
平成25年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	285, 088
平成25年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成25年度から平成29年度まで	440
平成25年度農地保有合理化促進事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成25年度から平成36年度まで	12, 224, 233
平成25年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成25年度から平成41年度まで	33, 349
平成25年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成25年度から平成45年度まで	186, 931
平成25年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成25年度から平成40年度まで	154, 481
平成25年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成25年度から平成36年度まで	5, 646

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成25年度から平成36年度まで	525
国営土地改良事業（平成24年度事業完了分）の道負担金に関する債務負担行為	平成25年度から平成37年度まで	2, 822, 188
平成25年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成25年度から平成46年度まで	655, 479
平成25年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成25年度から平成41年度まで	71, 250
平成25年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成25年度から平成29年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 100, 000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道江差木古内線トンネル工事に関する債務負担行為	平成25年度から平成27年度まで	4, 755, 000
平成25年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成25年度から平成49年度まで	569, 375
平成25年度建設に係る特別支援学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	2, 392, 703
平成25年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成25年度から平成35年度まで	元金について 1, 437, 000, 000 千円

事 項	期 間	限 度 額
		利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備費	534,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
消防学校施設整備費	3,000	同上	10%以内	同上
退職手当	13,600,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別 総合開発事業 推進費	315,100	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 整備事業費	16,673,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
大気環境 対策費	32,000	同上	10%以内	同上
石狩東部広域 水道対策費	17,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備費	50,000	同上	10%以内	同上
土地改良 事業費	6,766,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農用地造成費	830,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災費	839,000	同上	10%以内	同上
農道等整備費	853,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備費	525,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良費	7,702,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費	6,077,000	同上	10%以内	同上
直轄特定場備事業費	3,054,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸費	401,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	599,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,413,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	2,302,100	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港整備費	376,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	430,000	同上	10%以内	同上
直轄道路費	22,481,000	同上	10%以内	同上
道路新設費	5,634,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備対策費	18,875,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費	10,026,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	8,787,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備対策費	300,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,027,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防費	915,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,803,000	同上	10%以内	同上
災害関連費	2,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸費	128,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸保全費	1,374,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時海岸保全施設整備対策事業費	60,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	3,130,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備対策事業費	690,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	404,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	825,000	同上	10%以内	同上
耕地旧災害復旧費	3,000	同上	10%以内	同上
漁港旧災害復旧費	42,000	同上	10%以内	同上
林道旧災害復旧費	2,000	同上	10%以内	同上
治山旧災害復旧費	169,000	同上	10%以内	同上
土木旧災害復旧費	190,000	同上	10%以内	同上
借換債	273,900,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	185,000,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式)	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
合計	606,158,200			

平成25年度北海道公債管理特別会計予算

平成25年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ448,395,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		646, 876
	1 財 産 運 用 収 入	646, 876
2 繰 入 金		447, 748, 510
	1 一 般 会 計 繰 入 金	334, 596, 496
	2 基 金 繰 入 金	113, 152, 014
歳 入 合 計		448, 395, 386

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		448,395,386	
	1 公 債 費	448,395,386	
歳 出 合 計			448,395,386

平成25年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,248,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		112,162
	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,162
2 繰 越 金		68,784
	1 繰 越 金	68,784
3 諸 収 入		867,969
	1 貸 付 金 収 入	726,584
	2 雑 入	141,385
4 道 債		199,228
	1 道 債	199,228
歳 入 合 計		1,248,143

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,248,143	
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,248,143	
歳 出 合 計			1,248,143

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	199,228	国庫からの借入れによる。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成25年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成25年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,072,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		27,660
	1 一 般 会 計 繰 入 金	27,660
2 繰 越 金		226,588
	1 繰 越 金	226,588
3 諸 収 入		2,758,593
	1 貸 付 金 収 入	2,431,093
	2 雑 入	327,500
4 道 債		59,440
	1 道 債	59,440
歳 入 合 計		3,072,281

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		792,637	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	792,637	
2 公 債 費		1,652,133	
	1 公 債 費	1,652,133	
3 諸 支 出 金		627,511	
	1 繰 出 金	627,511	
歳 出 合 計		3,072,281	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	59,440	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.30%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成25年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ517,757千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		40,000
	1 財 産 運 用 収 入	6,000
	2 財 産 売 払 収 入	34,000
2 繰 入 金		2,661
	1 基 金 繰 入 金	2,661
3 諸 収 入		475,096
	1 一 般 会 計 借 入 金	475,096
歳 入 合 計		517,757

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		517,757	
	1 公 債 費	517,757	
歳 出 合 計			517,757

平成25年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成25年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		12,038
	1 財 産 運 用 収 入	50
	2 財 産 売 払 収 入	11,988
2 繰 入 金		4,985
	1 基 金 繰 入 金	4,985
3 諸 収 入		283,768
	1 一 般 会 計 借 入 金	283,768
歳 入 合 計		300,791

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		300,791	
	1 公 債 費	300,791	
歳 出 合 計			300,791

平成25年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成25年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,526,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		114, 101
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114, 101
2 繰 越 金		182, 936
	1 繰 越 金	182, 936
3 諸 収 入		1, 014, 268
	1 貸 付 金 収 入	1, 014, 180
	2 雑 入	88
4 道 債		215, 067
	1 道 債	215, 067
歳 入 合 計		1, 526, 372

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		662,795	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	662,795	
2 公 債 費		286,869	
	1 公 債 費	286,869	
3 諸 支 出 金		576,708	
	1 繰 出 金	296,793	
	2 諸 費	279,915	
歳 出 合 計		1,526,372	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付事業費	215,067	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成25年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成25年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,391
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,391
2 繰 越 金		105,343
	1 繰 越 金	105,343
3 諸 収 入		244,667
	1 貸 付 金 収 入	244,657
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		355,401

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,401	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,401	
歳 出 合 計		355,401	

平成25年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成25年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ531,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,290
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,290
2 繰 越 金		312,081
	1 繰 越 金	312,081
3 諸 収 入		212,320
	1 貸 付 金 収 入	202,046
	2 雑 入	10,274
歳 入 合 計		531,691

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	411,601	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	411,601	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	3,264	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	3,264	
3	諸 支 出 金	116,826	
	1 繰 出 金	38,942	
	2 諸 費	77,884	
歳 出 合 計		531,691	

平成25年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成25年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ987,205千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		294,014
	1 使用料	294,014
2 国庫支出金		52,000
	1 国庫補助金	52,000
3 繰入金		157,190
	1 一般会計繰入金	157,190
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		148,901
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	137,228
	3 雑収入	11,663

款	項	金 額
6 道 債		335,000
	1 道 債	335,000
歲 入 合 計		987,205

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		420,652	
	1 公共下水道事業費	420,652	
2 公 債 費		562,962	
	1 公 債 費	562,962	
3 諸 支 出 金		3,591	
	1 繰 出 金	3,220	
	2 諸 費	371	
歳 出 合 計		987,205	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度公共下水道事業に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	153,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	335,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,274,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		385,531
	1 負担金	385,531
2 国庫支出金		1,154,000
	1 国庫補助金	1,154,000
3 繰入金		1,535,627
	1 一般会計繰入金	1,535,627
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		160,795
	1 受託事業収入	157,500
	2 雑収入	3,295
6 道債		1,038,600

款	項	金 額
	1 道 債	1, 038, 600
歲 入	合 計	4, 274, 653

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		2,048,056	
	1 流域下水道事業費	2,048,056	
2 公 債 費		2,211,669	
	1 公 債 費	2,211,669	
3 諸 支 出 金		14,928	
	1 繰 出 金	12,931	
	2 諸 費	1,997	
歳 出 合 計		4,274,653	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成25年度から平成26年度まで	1,758,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	1,038,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成25年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,983,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,500,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,420,596
	1 使用料	5,420,596
2 国庫支出金		3,970,168
	1 国庫補助金	3,970,168
3 財産収入		94,152
	1 財産運用収入	1,848
	2 財産売却収入	92,304
4 繰入金		2,450,106
	1 一般会計繰入金	2,248,219
	2 基金繰入金	201,887
5 繰越金		100
	1 繰越金	100

款	項	金額
6 諸 収 入		2,676,871
	1 一 般 会 計 借 入 金	2,552,604
	2 雑 入	124,267
7 道 債		3,371,700
	1 道 債	3,371,700
歳 入 合 計		17,983,693

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,079,397	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,079,397	
2 公 債 費		9,031,847	
	1 公 債 費	9,031,847	
3 諸 支 出 金		872,449	
	1 繰 出 金	872,439	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		17,983,693	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成25年度から平成27年度まで	4,065,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	2,881,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	490,700	同上	10%以内	同上
合計	3,371,700			

平成25年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成25年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,015,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		27,758
	1 財 産 運 用 収 入	27,758
2 繰 入 金		3,170,937
	1 基 金 繰 入 金	3,170,937
3 諸 収 入		56,816,494
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	28,705,494
歳 入	合 計	60,015,189

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費	31,852,169	
	1	公 債 費	31,852,169
3	諸 支 出 金	52,020	
	1	繰 出 金	52,020
歳 出 合 計			60,015,189

平成25年度北海道地方競馬特別会計予算

平成25年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,879,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,200,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,894
	1 手 数 料	5,894
2 寄 附 金		30,000
	1 寄 附 金	30,000
3 諸 収 入		15,844,084
	1 収 益 事 業 収 入	12,759,381
	2 雑 入	3,084,703
歳 入 合 計		15,879,978

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		15,477,041	
	1 競 馬 総 務 費	19,935	
	2 競 馬 開 催 費	15,457,106	
2 諸 支 出 金		3,937	
	1 繰 出 金	3,937	
3 予 備 費		399,000	
	1 予 備 費	399,000	
歳 出 合 計		15,879,978	

平成25年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	7 病院
(2) 病 床 数	1,076 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	229,585 人
外 来	281,332 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	629 人
外 来	1,153 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,335,639 千円
第1項 医業収益	9,362,432 千円
第2項 医業外収益	6,963,828 千円
第3項 特別利益	9,379 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,483,712 千円
第1項 医業費用	15,031,095 千円
第2項 医業外費用	2,445,617 千円
第3項 特別損失	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額427,697千円は、当年度分損益勘定留保資金427,697千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,925,854 千円
第1項 企業債	216,000 千円
第2項 補助金	899,528 千円
第3項 他会計負担金	809,517 千円
第4項 固定資産売却代金	809 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,353,551 千円
第1項 建設改良費	1,176,089 千円
第2項 企業債償還金	1,177,462 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 216,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9,007,504 千円
(2) 交際費	30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,118,273千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	心 臓 血 管 連 続 撮 影 装 置	1 台
		移 動 式 X 線 透 視 撮 影 装 置	1 台
		電 子 カ ル テ ・ オ ー ダ リ ン グ シ ス テ ム 一 式	1 台

平成25年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	271,321,000	キロワット時
(2) 主要な建設改良事業		
シューパロ発電所建設事業	2,645,872	千円
滝の上発電所改修事業	403,408	千円
岩尾内発電所改良事業	245,749	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益	2,815,676	千円
第1項 営業収益	2,758,363	千円
第2項 財務収益	754	千円
第3項 営業外収益	56,559	千円
支 出		
第1款 電気事業費用	2,304,220	千円
第1項 営業費用	1,905,794	千円
第2項 財務費用	347,848	千円
第3項 特別損失	50,578	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額509,449千円は、過年度分損益勘定留保資金356,785千円及び当年度資本的収支調整額152,664千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収 入	3,834,000 千円
第1項 企 業 債	234,000 千円
第2項 補 償 金	3,600,000 千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	4,343,449 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,337,461 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,005,988 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度滝の上発電所改修事業に関する債務負担行為	平成25年度から 平成27年度まで	千円 1,478,092

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岩尾内発電所 改 良 事 業	千円 234,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	510,392 千円
(2) 交 際 費	120 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	二股発電所用地 夕張市	4,192,590.91平方メートル	譲 与
	建 物	二股発電所庁舎 夕張市	1,229.42平方メートル	
	建物附属設備	水力発電設備 夕張市	1 式	

平成25年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	72	箇所
(2) 年間総給水量	91,651,984	立方メートル
(3) 一日平均給水量	251,791	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	38,822	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	581,510	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金101,222千円を借り入れる。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	1,991,116 千円
第1項 営業収益	1,884,746 千円
第2項 営業外収益	106,370 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	1,925,232 千円
第1項 営業費用	1,529,762 千円
第2項 営業外費用	395,470 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額844,449千円は、過年度分損益勘定留保資金208,737千円、当年度分損益勘定留保資金604,275千円及び当年度資本的収支調整額31,437千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的 収 入	2,614,827 千円
第1項 企 業 債	253,000 千円
第2項 補 助 金	2,039,871 千円
第3項 補 償 金	284,317 千円
第4項 他会計からの出資金	36,974 千円
第5項 他会計からの長期借入金	665 千円

支 出

第1款 資本的 支 出	3,459,276 千円
第1項 建 設 改 良 費	712,113 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,654,191 千円
第3項 返 還 金	92,972 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道 改 修 事 業	千円 253,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,060,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	316,354 千円
(2) 交 際 費	80 千円